令和６年度における教職員の懲戒処分の状況について

１　報告期間

令和６年４月１日から同年８月３１日まで

２　概　　要

　　期間中、１２件（１５名）の懲戒処分を行った。※［　］内は前年同期の数

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 校種別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 高等学校 | １［１］ | １［１］ | １［１］ | ０［０］ | ３［ ３ ］ |
| 支援学校 | １［０］ | ２［１］ | １［０］ | １［０］ | ５［ １ ］ |
| 中学校 | １［０］ | ２［１］ | ０［３］ | １［０］ | ４［ ４ ］ |
| 小学校 | ０［１］ | ２［１］ | ０［０］ | １［０］ | ３［ ２ ］ |
| 合　計 | ３［２］ | ７［４］ | ２［４］ | ３［０］ | １５［１０］ |

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 行為態様別 | 免職 | 停職 | 減給 | 戒告 | 懲戒計 |
| 一般服務関係 | ２［１］ | ６［１］ | ０［４］ | ０［０］ | ８［ ６ ］ |
| 公金公物関係 | ０［０］ | ０［０］ | ２［０］ | ０［０］ | ２［ ０ ］ |
| 公務外非行関係 | １［１］ | ０［２］ | ０［０］ | １［０］ | ２［ ３ ］ |
| 交通法規違反等 | ０［０］ | １［１］ | ０［０］ | ０［０］ | １［ １ ］ |
| 管理監督責任 | ０［０］ | ０［０］ | ０［０］ | ２［０］ | ２［ ０ ］ |
| 合　計 | ３［２］ | ７［４］ | ２［４］ | ３［０］ | １５［１０］ |

（１）一般服務関係…７件（８名）

①体罰…１件（１名）

・　市立小学校　男性教諭（５５歳）『停職１月』

　　　　令和５年１０月２４日、教室でクラスメイトの女子児童と揉めていた男子児童を後ろから掴んで教卓付近に投げ飛ばし転倒させたほか、倒れた当該児童の胸ぐらを掴んで立ち上がらせ、頬を１回平手打ちする、額を拳で１回叩くなどの体罰を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（５８歳）　訓告

②特別休暇の不正取得等…１件（２名）

・　府立支援学校　男性教　　諭（４７歳）『停職６月』

府立支援学校　女性実習助手（４３歳）『停職３月』

　　　　教諭は、平成３０年４月から令和５年１２月にかけて、特別休暇の虚

偽申請を合計１９回繰り返し、１４日１５分を不正に取得したほか、職

務専念義務に反し勤務時間中に１日約４回の頻度で私的なメッセージ

のやり取りを行う、授業中や会議中に合計１６回・１９５分にわたって

居眠りする等を行った。また、令和４年４月から令和５年１２月までの

１年９か月間、通勤認定とは異なる経路で通勤して、通勤手当を不正に

受給した。

　　　　実習助手は、令和３年５月から令和５年１２月にかけて、特別休暇の

虚偽申請を合計３０回行い、１４日２時間３５分を不正に取得したほか、

職務専念義務に反し、複数回にわたって勤務時間中に私的なメッセージ

のやり取り等を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（６１歳）　厳重注意

　 前校長（５９歳）　厳重注意

③生徒へのわいせつな行為…１件（１名）

・　府立支援学校　男性講師（２５歳）『免職』

　　　　令和６年５月から６月にかけて、勤務校の女子生徒とSNSで私的なやり取りを行って誘い、複数回、ホテル等でみだらな行為を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（４７歳）　訓告

　　④生徒への性的画像の提供等…１件（１名）

・　市立中学校　男性教諭（３７歳）『免職』

　　　　勤務校で使用する授業支援アプリを私物のスマートフォンにインストールした上で、令和５年７月から１１月にかけて３年生の生徒複数名との間で、繰り返し私的なメッセージのやりとりや写真等の送信を行った。

　　　　また、そのやり取りの中で、同僚教員を誹謗中傷する、生徒に不適切な言動等を行うなどしたほか、性的画像等の送信や無断撮影した生徒の写真を別の生徒に送るなど行った。

　[管理監督責任]

　　　前校長（４９歳）　戒告

　　　前教頭（５４歳）　訓告

⑤生徒への不適切な行為…１件（１名）

・　府立高等学校　男性教諭（２８歳）『停職６月』

　　　　令和５年３月から令和６年３月にかけて、他校へ転校した女子生徒に対し、SNS等で性的な言動等を含むメッセージを送るなど、私的なやり取りを合計２，３５６回行った。

　　　　また、令和５年４月から令和６年３月にかけて、合計７回、同生徒と私的に２人で会い、食事やカラオケなどに出かける等不適切な行為を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　長（６０歳）　厳重注意

⑥生徒及び保護者への不適切な言動…１件（１名）

・　市立義務教育学校　男性教頭（４６歳）『停職３月』

令和５年１０月６日、前日行われた生徒会役員選挙の立候補者による演

　　　　　説会の際に、無断で自身のしぐさや喋り方を真似て演説した男子生徒に対

し、３度にわたって廊下等に呼び出し強く問いただした上に、選挙結果表

を当該生徒の名前を消したものに張り替えるなどの不適切な行為を行っ

た。

　また、同日に来校した当該生徒の保護者に対しても、同様に強く問いた

だす等不適切な言動を行った。

　[管理監督責任]

　　　校　　長（６０歳）　訓告

　　　前副校長（４９歳）　訓告

⑦同僚ヘのパワー・ハラスメント…１件（１名）

・　市立中学校　男性主幹（６０歳）『停職３月』

　　　　令和５年６月から令和６年２月にかけて、勤務する市立小学校において、新規採用者の主事への指導の中で不適切な発言を行ったほか、同主事に対し、仕事が遅れたペナルティとしてあらかじめ準備した缶にお金を入れさせる、同主事が管理する現金に不足が生じた際に弁償させるなどのハラスメント行為を行った。

　[管理監督責任]

　　　前校長（６２歳）　戒告

　　　教　頭（４７歳）　訓戒

（２）公金公物関係…２件（２名）

①通勤手当の不正受給…２件（２名）

・　府立支援学校　女性教諭（２９歳）『減給１月』

　　令和５年８月６日から９月６日までの約１か月間、認定経路とは異な

る経路で通勤を行ったにもかかわらず、その届出を行わずに通勤し、通

勤手当を不正に受給した。

　　また、令和３年４月及び令和５年１１月にも、転居に伴い通勤経路を

変更したにもかかわらず、その届出をしないまま認定外の経路で通勤を

行った。

・　府立高等学校　女性講師（５４歳）『減給３月』

　　　公共交通機関を利用する通勤認定を受けていたにもかかわらず、認

定外の自家用車で通勤するなどし、通勤手当を不正に受給した。また、

学校での聞き取りに対し虚偽の報告を行った。

（３）公務外非行関係…２件（２名）

　　③窃盗…１件（１名）

　　　・　府立高等学校　男性教諭（４１歳）『免職』

　　　　　　　令和５年１２月９日、和歌山県内のコンビニエンスストア２店舗にお

いて、アルコール飲料を計３本窃取した。

　　　　　　その際、呼び止めた店長と揉み合いした上に逃走したが、その後現行

犯逮捕された。

　　　　　　また、１２月７日にも、同じ店舗において、アルコール飲料を計２本

窃取した。

　　②器物損壊…１件（１名）

　　　・　府立支援学校　男性事務職員（４６歳）『戒告』

　　　　　　　令和５年８月２１日、自宅マンションの駐輪場入口に無断で自動車が

停まっていること等に腹を立て、車の中の運転手を驚かせるため、駐輪

場内に落ちていた水の入った袋を拾ってエレベーターでマンション６

階まで上がり、階段踊り場からその袋を下に落とした。

　　　　　　その結果、当該自動車にあたってフロントガラスの一部が割れた。

（４）交通法規違反等…１件（１名）

①無免許運転等…１件（１名）

　・　市立小学校　男性講師（３０歳）『停職６月』

　　　　運転免許が失効していることを認識しながら、通勤や出張において自家

用車及び原付バイクの無免許運転を繰り返し行った。また、車等の認定外

通勤により通勤手当を不正に受給した。

３　府教委の主な取組み

○　令和６年４月から７月にかけて、「府立学校新任校長（教頭）研修」及び「市町村教育委員会人事担当者会議」等を実施し、教職員の不祥事根絶に向けて、所属教職員の服務管理に係る指導・監督を徹底するよう指示又は指導・助言するとともに、府教育庁が作成した「不祥事予防に向けて≪チェックリスト≫」等を活用した校内研修等の実施を指示した。

〇　令和６年７月、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教育長あて、わいせつ行為、ハラスメント、体罰等の不祥事の根絶に向けて、「教職員の綱紀の保持について（通達・通知）」を発出した。

通達には、直近に発生した懲戒処分事例（概要、発覚の経緯、動機、処分内容）を添付し、事例毎に「チェック項目」を設けた。

また、所属教職員に対し、「なぜ、不祥事・不正行為を行ってはいけないか」「不祥事・不正行為を行うとどうなるか」「不祥事や不正行為はどのように発覚するのか」の３点を挙げ、具体的に指導し綱紀の保持に遺漏なきよう取り組むよう指示した。

さらに、７月２５日、教職員による生徒へのわいせつ事案が生起したことから、急遽、「臨時支援学校長会」を実施し、教職員による違法行為、性暴力の根絶に向けて、府教委より指導した。

○　令和６年８月、教職員による学校内での盗撮、児童買春や常習的なセクシュア

ルハラスメントなど、児童生徒に対する性暴力の事案が立て続けに生じているこ

とから、その禁止を徹底するため、府立学校長・准校長及び市町村教育委員会教

育長あてに、「児童・生徒に対する性暴力等の禁止の徹底について（通達・通知）」

を発出した。

通達には、過去に発出した、私的なＳＮＳ等の禁止に関する通達のほか、教育

職員等による児童生徒性暴力等に関する法律、大阪府教育委員会における基本指

針等を所属教職員に周知し、校内研修等を行うなど所属教職員に対する指導・監

督に万全を期すよう指示した。

また、８月２３日、「人事校長会」を実施し、同通達の趣旨を説明するとともに、性犯罪・性暴力の根絶に向けて、所属教職員に対する指導・監督を徹底するよう指示した。